

## いずみの森小中学校施設整備委員会設置要綱

改正 平成 28 年 1 月 4 日

### (設 置)

第 1 条 八王子市立いずみの森小中学校改築事業において、複合化施設の導入を検討するため、いずみの森小中学校施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項について集約する。

- (1) 八王子市立いずみの森小中学校の新校舎等の基本コンセプト及び配置計画等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、文部科学省にて実施する小中一貫教育に適した学校施設計画・設計プロセス構築支援事業に関すること。

### (組 織)

第 3 条 委員会は別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員会には、アドバイザーとして有識者を置くことができる。

### (委員長等)

第 4 条 委員会には委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは委員会に委員以外の出席を求めることができる。

### (報 告)

第 6 条 委員長は、必要に応じ、会議の経過及び協議結果について本事業に関連する所管の部長に報告する。

### (庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、学校教育部学校複合施設整備課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 29 日より施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 4 日より施行する。

### 別表

総合経営部経営計画第二課長、行財政改革部行政管理課長、財務部建築課長及び主査、子ども家庭部保育対策課長及び主査、子ども家庭部児童青少年課長及び主査、学校教育部学校教育政策課長及び主査、学校複合施設整備課長、施設管理課長、保健給食課長、教育支援課長、指導課長、統括指導主事、いずみの森小中学校長